

○鯖江広域衛生施設組合職員の  
サービスの宣誓に関する条例

（昭和58年5月26日）  
（条例第9号）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づく職員のサービスの宣誓に関しては、鯖江市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和30年鯖江市条例第7号）の例による。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。